

本巢市発注の週休2日制モデル工事実施要領

(趣旨)

第1条 この訓令は、市が発注する建設工事の週休2日を確保するモデル工事（以下「週休2日制モデル工事」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(発注方式及び対象工事)

第2条 週休2日制モデル工事は、市が発注する土木工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準、治山林道必携、水道事業実務必携及び下水道用設計標準歩掛表を用いて積算された工事を対象とし、次の各号のいずれかの方式で発注者指定型により発注することを原則とする。

(1) 週休2日制モデル工事（現場閉所）

ア 現場閉所が可能な工事のうち、時間的制約がない工事（災害復旧工事を含む。）

イ 完全週休2日を原則とする。

(2) 週休2日制モデル工事（交替制）

ア 社会的要請、時間的な制約等により現場閉所が困難な工事（災害復旧工事を含む、交通規制、出水期、完成時期等の制約がある工事、連続施工が必要な工事等）

イ 災害応急対策（競争入札の場合）

2 発注者は、以下に掲げる工事について、週休2日制モデル工事の対象としないものとする。

(1) 発注時に想定する現場作業日数（準備期間、後片付け期間を除く。）が著しく短い工事（1週間程度）

(2) 災害その他避けることのできない事由により現場閉所及び交替制のいずれも困難な工事（災害応急対策（随意契約の場合）、除雪業務委託等）

(3) 現場閉所及び交替制のいずれにもなじまない工事（一時的な作業が点在する維持修繕業務委託等）

(用語の定義)

第3条 週休2日制モデル工事（現場閉所）における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所日を確保したと認められる状態をいう。

(2) 完全週休2日 対象期間において、週休2日を確保し、かつ、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を現場閉所日としたと認められる状態をいう。

(3) 現場閉所日 巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場、現場事務所

等が閉所された日をいう。この場合において、降雨、降雪等による予定外の現場閉所を行った場合も、現場閉所日として取り扱うものとする。

- (4) 対象期間 工事開始日（工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。）から工事完成日（完成届に記載のある完成した日）までの期間から非対象期間を除いた期間をいう。
 - (5) 非対象期間 準備期間、後片付け期間、夏季休暇3日間、年末年始休暇6日間、工場製作の期間、工事事務等による不稼働期間、天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間のほか、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間をいう。
 - (6) 工事着手 工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現地事務所の配置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。
 - (7) 現場閉所率 対象期間の日数を分母とし、対象期間における現場閉所日の総日数を分子とした率をいう。
 - (8) 月単位の週休2日（現場閉所） 対象期間の全ての月で現場閉所率が28.5%以上の状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の閉所でも4週8休に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上を現場閉所している場合に4週8休以上を達成したとみなす。
 - (9) 通期の週休2日（現場閉所） 対象期間の現場閉所率が28.5%以上の状態をいう。
- 2 週休2日制モデル工事（交替制）における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 週休2日交替制 対象期間（交替制）において技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保する取組をいう。
 - (2) 対象期間（交替制） 元請企業については現場作業着手日（現場測量、現場事務所の設置、資機材の搬入等に着手した日）から現場作業完了日（後片付け、資機材の搬出、清掃等が完了した日）までの期間を基本とし、契約後、受発注者で協議して定めた期間をいう。下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とする。
 - (3) 技術者 施工管理を行い、直接的な作業を行わない「現場代理人」、「監理（管理）技術者」、「下請主任技術者」等をいう。
 - (4) 技能労働者 建設工事の直接的な作業を行う労働者をいう。
 - (5) 対象者 元請及び施工体制に組み込まれた技術者及び技能労働者で、非常勤（臨時）に従事する者は除くものとし、対象期間（交替制）内で連続4週間以上従事している者をいう。ただし、交替要員を設定した場合は、交替要員は対象者としなない。
 - (6) 休日率 対象期間内に現場に従事した対象者の休日日数の対象期間（交替制）に対する割合をいう。

(7) 平均休日率 対象期間内に現場に従事した対象者全員の休日率の平均値をいう。

(8) 月単位の週休2日(交替制) 対象期間(交替制)の全ての月で平均休日率が28.5%以上の状態をいう。

(9) 通期の週休2日(交替制) 対象期間(交替制)の平均休日率が28.5%以上の状態をいう。

(入札公告、指名通知及び特記仕様書への記載)

第4条 発注者は、入札公告、指名通知及び特記仕様書において週休2日制モデル工事である旨を記載する。

(実施方法等)

第5条 週休2日制モデル工事(現場閉所)は、以下のとおり実施するものとする。

(1) 受注者は、工事着手前に、完全週休2日の「予定工程表」(任意様式)を発注者に提出すること。なお、受注者の責によらず土曜日、日曜日及び祝日に現場作業を余儀なくされる場合は、非対象期間として発注者の承諾を得ること。ただし、工期を延長又は一時中止により工期の終期が延長した場合は、「予定工程表」を変更した「変更予定工程表」(任意様式)を発注者に提出すること。

(2) 受注者は、対象期間終了時に、「予定工程表」又は「変更予定工程表」の対象期間において現場閉所日が確認できる「実施工程表」(任意様式)を発注者に提出すること。この場合において、発注者は受注者から現場閉所日を確認できる書類(工事日誌等)の提示を受け、「実施工程表」を確認すること。

2 週休2日制モデル工事(交替制)を以下のとおり実施するものとする。

(1) 受注者は、対象者の休日確保状況を整理し、毎月発注者へ提出するものとし、対象期間(交替制)終了時には、対象期間(交替制)全体の休日確保状況を整理し発注者に提出する。

(2) 発注者は、受注者より提出される休日確保状況を確認する。なお、受注者の書類作成負担を考慮し、休日確保状況の確認に過度な資料を求めないよう留意すること。

3 災害等の受注者の責によらない不測の事態が生じ、週休2日制モデル工事の遂行が困難となった場合は、受発注者の協議により週休2日制モデル工事の対象外とすることができる。

4 工事着手前に限り、受注者からの協議により、現場閉所は交替制に、交替制は現場閉所に変更することができる。(ただし、災害復旧工事を除く。)

(工事費の補正)

第6条 週休2日制モデル工事(現場閉所)として発注するものについては、月単位又は通期の週休2日(現場閉所)の達成を前提とした、別表第1の左欄に掲げる経費に、それぞれ右欄に定める補正係数を乗じ、当初予定価格を算出する。

- 2 対象期間終了時において、月単位又は通期の現場閉所率を確認し、前項の基準に満たないものは、その達成状況に応じて、別表第2の左欄に掲げる経費に、それぞれ当該各欄に定める補正係数を乗じ、請負代金額の変更を行う。この場合において、予定工程表又は変更予定工程表と異なる実績となっても、その内容に応じて補正を行う。
- 3 週休2日制モデル工事（交代制）として発注するものについては、月単位又は通期の週休2日（交代制）の達成を前提とした、別表第3の左欄に掲げる経費に、それぞれ右欄に定める補正係数を乗じ、当初予定価格を算出する。
- 4 対象期間（交代制）終了時に月単位又は通期の平均休日率を確認し、前項の基準に満たないものは、その達成状況に応じて、別表第4の左欄に掲げる経費に、それぞれ当該各欄に定める補正係数を乗じ、請負代金額の変更を行う。
- 5 契約後に、発注した方式を週休2日制モデル工事（交代制）から週休2日制モデル工事（現場閉所）に変更する場合は、第1項の補正係数をもって各経費に乘じ、請負代金額の変更を行う。ただし、対象期間終了時において、月単位又は通期の現場閉所率を確認し、第1項の基準に満たないものは、第2項の規定により、請負代金額の変更を行う。
- 6 契約後に、発注した方式を週休2日制モデル工事（現場閉所）から週休2日制モデル工事（交代制）に変更する場合は、第3項の補正係数をもって各経費に乘じ、請負代金額の変更を行う。ただし、対象期間（交代制）終了時に月単位又は通期の平均休日率を確認し、第3項の基準に満たないものは、第4項の規定により、請負代金額の変更を行う。
- 7 契約後に週休2日制モデル工事の対象外とした場合は、工事費の補正対象外とし、工事費の積算を変更し、請負代金額の変更を行うものとする。

（補則）

第7条 この告示に定めのない事項については、受発注者の協議により定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行し、同日以降に入札公告、入札執行通知又は見積執行通知を行う工事から適用する。
（本巢市発注の週休2日制モデル工事試行要領の廃止）
- 2 本巢市発注の週休2日制モデル工事試行要領（令和6年本巢市訓令甲第18号）は、廃止する。

別表第1（第6条関係）

- 1 土木工事標準積算基準書、水道事業実務必携及び下水道用設計標準歩掛表を用いて積算された工事

経費の区分	月単位の週休2日（現場閉所）を達成した場合の補正係数
-------	----------------------------

労務費	1.04
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費率	1.03
現場管理費率	1.05

2 治山林道必携を用いて積算された工事

経費の区分	通期の週休2日（現場閉所）を達成した場合の補正係数
労務費	1.05
機械経費（賃料）	1.04
共通仮設費率	1.04
現場管理費率	1.06

3 土地改良工事積算基準を用いて積算された工事

経費の区分	通期の週休2日（現場閉所）を達成した場合の補正係数
労務費	1.02
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.05

別表第2（第6条関係）

1 土木工事標準積算基準書、水道事業実務必携及び下水道用設計標準歩掛表を用いて積算された工事

経費の区分	通期の週休2日（現場閉所）を達成した場合の補正係数	通期の週休2日（現場閉所）が未達成の場合の補正係数
労務費	1.02	補正しない
機械経費（賃料）	1.02	
共通仮設費率	1.02	
現場管理費率	1.03	

2 治山林道必携を用いて積算された工事

経費の区分	通期の現場閉所率が25.0%以上28.5%未満（4週7休以上4週8休未満）の場合の補正係数	通期の現場閉所率が21.4%以上25.0%未満（4週6休以上4週7休未満）の場合の補正係数	通期の現場閉所率が21.4%未満（4週6休未満）の場合の補正係数
労務費	1.03	1.01	補正しない
機械経費（賃料）	1.03	1.01	

共通仮設費率	1.03	1.02	
現場管理費率	1.04	1.03	

3 土地改良工事積算基準を用いて積算された工事

経費の区分	通期の週休2日（現場閉所）が未達成の場合の補正係数		
労務費	補正しない		
機械経費（賃料）			
共通仮設費率			
現場管理費率			

別表第3（第6条関係）

1 土木工事標準積算基準書、水道事業実務必携及び下水道用設計標準歩掛表を用いて積算された工事

経費の区分	月単位の週休2日（交代制）を達成した場合の補正係数
労務費	1.04
現場管理費率	1.03

2 治山林道必携を用いて積算された工事

経費の区分	通期の週休2日（交代制）を達成した場合の補正係数
労務費	1.05
現場管理費率	1.03

3 土地改良工事積算基準を用いて積算された工事

経費の区分	通期の週休2日（交代体制）を達成した場合の補正係数
労務費	1.02
現場管理費率	1.01

別表第4（第6条関係）

1 土木工事標準積算基準書、水道事業実務必携及び下水道用設計標準歩掛表を用いて積算された工事

経費の区分	通期の週休2日（交代制）を達成した場合の補正係数	通期の週休2日（交代制）が未達成の場合の補正係数
労務費	1.02	補正しない
現場管理費率	1.01	

2 治山林道必携を用いて積算された工事

経費の区分	通期の平均休日率が25.0%以上28.5%未満（4週	通期の平均休日率が21.4%以上25.0%未満（4週	通期の平均休日率が21.4%未満
-------	----------------------------	----------------------------	------------------

	7 休以上 4 週 8 休未 満) の場合の補正係 数	6 休以上 4 週 7 休未 満) の場合の補正係 数	(4 週 6 休未満) の場合の補正係数
労務費	1 . 0 3	1 . 0 1	補正しない
現場管理費率	1 . 0 2	1 . 0 1	

3 土地改良工事積算基準を用いて積算された工事

経費の区分	通期の週休 2 日 (交代制) が未達成の場 合の補正係数
労務費	補正しない
現場管理費率	